

# 岸和田市市制施行100周年記念 協賛事業 募集要項



- 募集期間

令和3年9月1日（水）～令和3年11月30日（火）

令和3年8月

岸和田市市制施行100周年記念事業実行委員会

— 目次 —

	ページ
1 はじめに . . . . .	2
2 事業概要 . . . . .	2
3 応募資格 . . . . .	2
4 対象事業 . . . . .	2
5 補助金額 . . . . .	3
6 対象となる経費 . . . . .	3
7 応募方法等 . . . . .	4
8 審査方法等 . . . . .	5
9 補助金の決定と通知 . . . . .	6
10 事業の実施と留意事項 . . . . .	6
11 事業終了後の手続き . . . . .	6
12 補助金の交付決定の取消と返還 . . . . .	7
13 事業スケジュール . . . . .	7

## 1. はじめに

岸和田市は、大正11（1922）年11月1日、大阪府内で3番目・全国で87番目の市として誕生し、町村の編入等を繰り返しながら、昭和23（1948）年に現在の市域となりました。そして、令和4（2022）年に市制施行100周年を迎えます。

市制施行100周年を市民自治都市の実現に向け、市民・行政・議会それぞれがより一層の協働を推進し、オール岸和田で次世代に繋げる新たなスタートの年と位置付け、未来に向かって飛躍・発展する契機とするため、市制施行100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施します。

岸和田市市制施行100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が記念事業の一環として、市民や企業、各種団体、高校生等が、企画、実施する事業を本募集要項により募集します。

## 2. 事業概要

市民や企業、各種団体、高校生等が主催して取り組み、100周年記念の趣旨に沿うような事業に対し、その経費の一部又は全部を補助します。

## 3. 応募資格

募集対象は、それぞれ下記の要件をすべて満たす団体とし、個人での応募はできません。

一般 部門	(1) 主たる活動の場が岸和田市内であること。 (2) 構成員、従業員が5名以上で、その構成員に、市内在住、在勤、又は在学するものを含み、責任者が成人であること。 (3) 規約その他これに類するものを有していること。 (4) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていないこと。 (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。 (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。 (7) 団体又は団体の代表者が市税を滞納していないこと。 (8) 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者と密接な関係を有していないこと。 ※ 複数の団体と連携し、応募することも可。
高校生 部門	(1) 市内に在住又は在学する高校生 (2) 5名以上の高校生のみで構成されていること。 (3) 構成員に加え、指導教官や顧問などの指導者兼責任者（成人）がいること。

## 4. 対象事業

◆ 補助の対象となる事業は、以下の（1）～（5）の項目をすべて満たす事業です。

- (1) 以下のいずれかのテーマに該当する事業
  - 市民とともに、岸和田市の100年にわたる「歩み」を振り返るものとし、郷土・故郷への誇りと愛着心を高め、その思いを未来へ「継承」する事業
  - 市民をはじめ、さまざまな主体が連携し、地域間・世代間などの交流の輪をひろげ、

「賑わい」を創出するものとし、岸和田市の魅力を再確認するとともに、市内外に広く「輝き」を発信する事業

- 世代を超えて、誰もが未来の岸和田市に「夢」や「希望」を抱き、次の100年に繋がる新しい一歩となる事業

- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施完了する事業
- (3) 応募者自らが企画し、実施する事業
- (4) 市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業
- (5) 実施しようとする事業が既存事業であるときは、岸和田市市制施行100周年を記念して拡充し、事業内容を追加したものであることが明確に区分できる事業

※ 以下の事業は補助の対象になりません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 営利を主たる目的として行われる事業<br/>例) ・物品の販売などを主な目的としているもの<br/>・企業等がその本来の事業の一環として行うもの</li><li>➤ 政治的・宗教的活動として行われる事業<br/>例) ・特定の政党を支持するもの<br/>・神事や仏事などの宗教的な要素が含まれるもの<br/>・特定の宗教の布教活動につながるもの</li><li>➤ 特定の事業の反対運動を目的とする事業</li><li>➤ 国、府、市等から別の補助金を受けて実施する事業</li></ul> |
|---|

## 5. 補助金額

補助金の額は、それぞれ以下の通りとします。

一般 部門	1事業につき <u>補助対象経費の2分の1以内</u> で、 <u>100万円を上限</u> とします。
高校生 部門	1事業につき <u>補助対象経費のうち、50万円を上限</u> とし、 <u>全額補助</u> とします。

- (1) 対象事業に事業収入がある場合は、補助金と事業収入の額の合計が、総事業費を超えない範囲とします。
- (2) 1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- (3) 補助金の交付は予算の範囲内とし、補助件数は、各団体等の補助金の交付希望額により増減します。

※ 補助金の交付は原則、事業完了後ですが、交付決定額の一部又は全部を事業実施前に受け取ることが可能です。詳しくは「9. 補助金の決定と通知」をご覧ください。

## 6. 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要と認められる経費で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支出される経費です。

◆ 対象となる経費	
報償費	講師・専門家、出演者等への謝礼等
旅費	講師・専門家、出演者等に支払う交通費、宿泊費等
消耗品費	事務用品等の消耗品の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成代
通信運搬費	文書の郵送料・配送料等
保険料	ボランティア保険料、イベント保険料等
広告料	新聞、雑誌、テレビ等への広告料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器借上料等
その他	その他実行委員会会長が必要と認める経費

◆ 対象とならない経費	
団体維持に係る経費（事務所職員人件費、主たる事務所の賃料及び光熱水費等）	
交際費	
飲食費・懇親会費	
贈答品・記念品等	
領収書等のない、用途不明なもの	
その他社会通念上必要と認められない経費	

## 7. 応募方法等

### (1) 提出書類

応募する際には、次の書類を実行委員会事務局に提出してください。

なお、応募は1団体につき1事業です。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 岸和田市市制施行100周年記念協賛事業提案書（様式第1号）</li> <li>② 事業計画書（様式第2号）</li> <li>③ 事業収支予算書（様式第3号）</li> <li>④ 団体等概要書（様式第4号）</li> <li>⑤ 規則、会則又は定款等の写し（高校生部門は提出不要）</li> <li>⑥ その他実行委員会会長が必要と認める書類</li> </ul> |
|--|

### (2) 受付期間

令和3年9月1日（水）～令和3年11月30日（火）まで ※必着

### (3) 提出方法及び提出先

(ア) メール：[kikaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kikaku@city.kishiwada.osaka.jp)

(イ) 郵送：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所総合政策部企画課

(ウ) 持参：岸和田市役所総合政策部企画課（新館2階）

※平日9時00分から17時30分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメール又は郵送でご提出ください。

## 8. 審査方法等

### (1) 審査機関

実行委員会事業部会の部会員で構成された審査会において、審査を行います。

ただし、申請事業件数が多数の場合は、実行委員会事務局において、事前審査を行います。

### (2) 審査方法

提出書類による書類審査となります。ただし、必要に応じて、申請団体のプレゼンテーションによる審査を行うことがあります。

### (3) 審査のポイント

審 査 の ポ イ ン ト	
A	新たな挑戦や既存の取組の革新に取り組むものであるか
B	広く公益性があり、多くの市民が参加できるものであるか
C	本市の魅力向上又は魅力発信につながるものであるか
D	「100周年ならではの、岸和田市ならではの、市民ならではの」など独自性のあるものであるか
E	事業内容、スケジュール、収支計画、体制等が適切であり、取り組む団体等に熱意や意欲が感じられるものであるか
F	補助金に頼らず、今後も継続して事業を行っていく意志が見受けられるものであるか
G	新型コロナウイルス感染症等の感染症対策が十分に講じられているものであるか

※ 高校生部門については、「F」は含みません。

### (4) 評価点と評価方法

(ア) 各審査員が各審査基準に1点単位で10点から1点までの点数を付し、一般部門は70点満点、高校生部門は60点満点とします。

(イ) 最高点及び最低点を付けた審査員各1名の評価点を除いた、残りの審査員の合計点で順位付けを行い、予算の範囲内で上位の事業から順に補助金交付対象事業とします。

(ウ) ただし、上記にかかわらず、合計点が6割に満たない場合は選外となります。

### (5) 選考結果（事業採択）の通知

令和4年3月議会での予算議決を得て、事業の採用を決定し、その旨を通知します。

また、事業が採択された団体には、補助金を申し込むために必要な書類を同封しますので、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

※ 補助金を交付しない旨を決定した事業であっても、審査結果によっては「岸和田市市制施行100周年記念事業」等の冠称等の使用のみ承認する場合があります。

## 9. 補助金の決定と通知

### ◆ 採択通知が届いたら

同封の「協賛事業補助金交付申請書（様式第6号）」を提出してください。申請書を確認後、補助金交付決定通知を郵送します。

※ 前もって補助金の一部又は全部の支払いを受けなければ事業の実施が困難な場合、一般部門であれば交付決定額の2分の1以内、高校生部門であれば交付決定額の全額を概算払いとして受け取ることができます。その場合は、協賛事業補助金交付決定通知書の写しを添付の上、「概算払請求書（様式第8号）」を提出してください。

## 10. 事業の実施と留意事項

### (1) 協賛事業のPRについて

事業で作成するポスターやチラシ、ウェブサイト等には、以下のものを記載してください。

- ① 「岸和田市市制施行100周年記念 協賛事業」の文言
- ② 岸和田市市制施行100周年記念の「ロゴマーク及びキャッチフレーズ」

※ 「岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ運用マニュアル」に沿って使用してください。

作成したポスターやチラシを持参いただければ、可能な範囲で公共施設等への設置を行います。

### (2) 事業実施にあたっての留意事項

- 補助金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- 提出された書類に虚偽の記載があるなど、不正な行為があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。
- 交付決定後、事業内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ変更手続きが必要ですので、速やかに実行委員会事務局（電話：072-423-9493）まで、ご連絡ください。事前に連絡なく、事業を変更又は中止した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- 事業実施にあたり、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。
- 事業の開催によって事故等が発生した場合は、主催者が責任をもって対応してください。市又は実行委員会では一切の責任を負いません。なお、事故等が発生した場合は、実績報告書とは別に事故等の報告書（様式任意）を提出してください。

## 11. 事業終了後の手続き

補助対象事業が終了したときは、30日以内に以下の書類を提出してください。

### (1) 提出書類

- ① 協賛事業実績報告書（様式第12号）
- ② 事業収支決算書（様式第13号）
- ③ 事業の様子がわかる資料（写真、チラシ、新聞記事等）

※ 事業に係る経費についての領収書の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法及び提出先

(ア) メール：[kikaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kikaku@city.kishiwada.osaka.jp)

(イ) 郵送：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所総合政策部企画課

(ウ) 持参：岸和田市役所総合政策部企画課（新館2階）

※平日9時00分から17時30分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメール又は郵送でご提出ください。

(3) 補助金額の確定

- ① 提出された実績報告に関する書類を基に、事業が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、補助金額を確定します。
- ② 審査の結果は文書により郵送で通知します。
- ③ 補助金額の確定通知を受けた後、「補助金請求書（様式第15号）」を提出してください。後日、未交付額のうち請求のあった金額を、団体の口座に振り込みます。

## 12. 補助金の交付決定の取消と返還

交付決定後に、以下のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消します。また、既に交付済みの補助金がある場合は、返還していただきます。

- 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- 必要な届出や報告を行わなかったとき、又は虚偽の届出や報告をしたとき。
- 交付した補助金に剰余金が生じたとき。
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- その他本募集要項の規定に違反したとき。

※ 天災地変その他の理由により事業を実施すべきでないと判断される場合は、実行委員会会長から事業の全部又は一部の中止をお願いすることがあります。その際の補助金額は、事業の進捗状況により異なります。

## 13. 事業スケジュール

項目	期間	備考
① 募集・提案書の提出 ＜団体⇒実行委員会＞	令和3年9月1日～令和3年11月30日	募集期間中に申請書類を事務局にメール、持参又は郵送（締切日必着）で提出してください。
② 選考及び選考結果（事業採	令和4年3月末（予定）	審査会において、書類審査及び



択) 通知 <実行委員会⇒団体>		必要に応じてプレゼンテーション審査により、事業の採択の可否を決定し、結果を文書で通知します。
③ 交付申請 <団体⇒実行委員会>	令和4年4月1日以降	採択された団体は、実行委員会に交付申請書を提出してください。
④ 補助金交付決定 <実行委員会⇒団体>	交付申請があった団体から随時	実行委員会から団体に通知します。 <u>なお、令和4年4月1日以降の支払いのみが対象です。</u>
(概算払請求) <団体⇒実行委員会>	事業実施前	補助金の一部又は全部を請求できます。 ※ 詳細…「9.補助金の決定と通知」
⑤ 事業実施 <団体>	令和4年4月1日～令和5年3月31日	期間内に実施してください。
⑥ 実績報告 <団体⇒実行委員会>	事業実施完了後、 <u>30日以内</u>	「実績報告書」他関係資料を提出してください。
⑦ 審査・交付額の確定 <実行委員会⇒団体>	実績報告の審査終了後	交付額を確定し、団体に通知します。
⑧ 補助金の請求 <団体⇒実行委員会>	「交付額確定通知書」を受け取った後	請求書を実行委員会に送付してください。
⑨ 補助金の交付 <実行委員会⇒団体>	請求があった団体から随時	指定した口座へ補助金を振り込みます。

※ 岸和田市市制施行 100 周年記念協賛事業の募集は、令和4年度予算の成立を前提としており、予算が成立しなかった場合は実施しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 協賛事業に係る書類（領収書等）に関しては、事業終了後、5年間保管してください。

城と祭りと輝く未来  
岸和田市制 100 周年



岸和田市市制施行 100 周年記念事業実行委員会事務局  
(岸和田市総合政策部企画課)

住所：〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号 (新館 2 階)

Tel：072-423-9493 (直通)

Mail：[kikaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:kikaku@city.kishiwada.osaka.jp)

問合先

